

# 経理規定

熊野吹奏楽団

## 第一章 総則

(規定の目的)

第1条 この規定は、熊野吹奏楽団（以下、本楽団という）の事業活動を合理的に且つ適正に遂行するため、経理に関する事項を正確迅速に処理して、本楽団の経営状況を明らかにすることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定の適用範囲は、団則及び本規定の定めることによる。

(会計区分)

第3条 本楽団の会計は、一般会計及び特別会計に区分する。

(会計年度)

第4条 本楽団の会計年度は団則の定めるところに従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(帳簿書類の保存及び処分)

第5条 会計に関する帳簿、伝票、書類の保存期間は次のとおりとする。

- 1) 予算書類・決算書類 5年
- 2) 会計帳簿・仕訳伝票 5年
- 3) 証ひょう書類 3年
- 4) その他の書類 3年

二. 前項の保存期間は、帳簿等閉鎖の時から起算する。

三. 保存期間経過後の帳簿及び書類の廃棄については、予め楽長の承認を得なければならない。

(細則)

第6条 この規定の施行に関する細則は、別に定める「経理事務規定」による。

(規定外事項)

第7条 この規定に定めない事項については、会計管理責任者の決裁を経て、これを行うものとする。

(規定の改廃)

第 8 条 この規定の改廃は、運営協議会の承認を得なければならない。

## 第二章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目)

第 9 条 勘定科目は収支計算書勘定科目とし、その名称・配列並びに内容については別に定める。

(帳簿組織)

第 10 条 帳簿組織及び会計伝票の種類、様式及び記載事項については別に定める。

(会計伝票の発行)

第 11 条 会計伝票はその取引が正当であり、計算が正確であることを証する証ひょう書類に基づいて発行しなければならない。

## 第三章 予 算

(予算の目的)

第 12 条 予算は各会計年度の事業計画を明確な計数を以て表示し、事業の円滑な運営を目的とし、収支の合理的規制を行うものである。

(予算の期間)

第 13 条 予算期間は一会計年度とする。  
二. 前項の規定に関わらず、長期計画を必要とするものについては各会計年度ごとに細分しなければならない。

(予算の基本方針)

第 14 条 予算の基本方針は運営協議会がこれを決定する。

(予算の編成及び成立)

第 15 条 各分掌責任者は所属する部門の事業計画原案及び予算原案を年度末 2 か月前までに運営協議委員長に提出しなければならない。  
二. 運営協議委員長は会計管理者に対し、これを総合調整するよう指示するものとする。

三. 前項により作成された事業計画案及び予算案は、運営協議会の審議を経た後、総会の承認を経て成立するものとする。

(予算の執行)

- 第16条 各分掌責任者は成立した予算の内、所管事項に対し、適正な執行に努めなければならない。
- 二. 運営協議委員長は予算執行の全般について、適正な管理をしなければならない。
- 三. 予算に定められた金額は原則として定められた目的以外に使用し、または流用してはならない。
- ただし、やむを得ない事由により予算の流用を必要とするときは、会計管理者を経て、楽長の承認を得るものとする。

(予備費)

- 第17条 予測しがたい予算の不足を補うため、予備費として相当の金額を予算に計上することができる。
- 二. 予備費を使用する場合には会計管理者を経て、楽長の承認を得なければならない。

(予算実績の検討)

- 第18条 各分掌責任者は常にその実績を把握し、予算対比して成果の検討を行わなければならない。

(暫定予算)

- 第19条 会計年度開始までに予算が成立しない場合は、予算成立の日まで前年度の予算を執行する。
- 二. 新たに予算が成立したときは、すでに執行済みのものについてはこれを予算執行とみなす。

## 第四章 決算

(決算の目的)

- 第20条 決算は一定期間の会計記録を整理し、当該機関の収支を計算するとともに、年度末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

- 第21条 決算は年度末決算とし、第4条に規定する会計年度とする。

(年度末決算)

第22条 会計管理者は前条の整理及び計算を行うほか、年度末決算に必要な手続きを行い、別に定める決算書類を作成して楽長に提出しなければならない。

- 附 則
1. 本規定の改廃は運営協議会の議決を要す。
  2. 本規定は平成9年4月1日から施行する。